

統 審 議 第 1 0 号  
平成13年11月9日

総 務 大 臣  
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長  
竹 内 啓

諮問第277号の答申  
経済産業省生産動態統計調査の改正について

経済産業省は、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第11号を作成するための調査）について、我が国の鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、鉱工業生産の動態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、平成14年1月調査以降、調査対象品目、調査事項等の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

### 1 今回の改正計画

今回の改正計画では、経済産業省は、本調査について、見直しに関する統一基準を設け、これに基づき、必要な改正を行い、平成14年1月以降の調査を実施する計画である。

#### (1) 見直しに関する統一基準

##### ア 調査対象品目の見直しに関する統一基準

調査対象品目については、鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、現行の採用品目をベースに、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）の商品分類において年間出荷額が100億円未満の商品を本調査の対象外とすること、同商品分類において年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち本調査で調査されていない品目を採用すること等を計画している。

これについては、調査対象品目間のアンバランスが是正され、鉱工業生産の動態

がよりの確に把握されるとともに、調査全体としての品目数の増加が抑制され、報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。

#### イ 調査事項の見直しに関する統一基準

調査事項については、鉱工業生産の動態をよりの確に把握する観点から、製品欄、原材料欄等について、見直しに関する統一基準を設ける計画であり、以下のとおり、いずれも適当と認められる。

##### 1) 製品欄

製品欄については、数量項目について、調査対象品目の特性を考慮しつつ、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な「生産」、「出荷」、「月末在庫」等の6項目を基本とすること、マクロな景気判断の充実の観点から、数量系列の分析に加え金額系列の分析を行うため、金額項目について、現在、未調査となっている業種において販売金額項目を追加すること、内訳項目について、貿易統計で代替可能な輸出内訳項目を削除すること等を計画している。

これについては、数量及び金額の両面から生産活動の実態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。

##### 2) 原材料欄

原材料欄については、本調査を利用した原単位（原材料／製品）の分析例が少なくなっていることもあり、環境・エネルギー分野等の業種横断的な観点から必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものを除き削除することを計画している。

これについては、鉱工業生産における原材料代替等の技術変化により、原材料と製品との対応関係を明確にすることが困難となり、原材料欄のデータを品目ごとに正確に把握することが困難になってきていること、このような状況を踏まえ、原材料欄のデータを利用して作成されていた鉱工業指数のうちの原材料指数は平成12年12月分をもって作成が中止されていること、調査事項が簡素化され、報告者負担の軽減に資するものであること等から、適当と認められる。

#### ウ 調査対象範囲の見直しに関する統一基準

調査対象範囲については、最近の調査環境の悪化を踏まえ、調査対象数が比較的多く、調査効率が低下している調査について、その範囲を見直すことを計画している。

これについては、本調査が、従来から日本標準産業分類の中分類ごとに、おおむね85%の業種のカバレッジを確保するよう金額の大きい順に調査対象を選定し、鉱工業の生産動向を的確に把握してきていること等を踏まえ、同様の選定方法により、調査の効率的な実施の観点及び報告者負担の軽減の観点からその範囲を見直すものであり、適当と認められる。

#### エ 調査票の見直しに関する統一基準

調査票については、調査対象品目が比較的少ないもの又は調査対象品目が類似しているものを統廃合することを計画している。

これについては、報告者負担の軽減及び調査実施事務の効率化の観点から調査票の統廃合を行うものであり、適当と認められる。

## (2) 改正内容

### ア 調査対象品目の改正

調査対象品目については、市場規模の小さい品目の統廃合等により、製品欄の品目について、現行の延べ約2,400品目から約2,000品目に縮減する。一方、近年において生産活動が増大してきている品目として、機械器具月報（その41：自動車部品及び内燃機関電装品）及び機械器具月報（その42：二輪自動車及び部品）において「エンジン」を、ガラス製品・ほうろう鉄器月報において「無アルカリガラス基板」等を、それぞれ追加する計画である。

これについては、見直しに関する統一基準に沿った改正であり、鉱工業生産の動態がよりの確に把握され、鉱工業指数の精度向上に資するものであること、報告者負担の軽減に資するものであること等から、適当と認められる。

### イ 調査事項の改正

調査事項については、以下のような製品欄、原材料欄等の改正に伴う調査事項の削減等により、現行の延べ約21,000事項から約14,000事項に縮減する計画である。

#### 1) 製品欄

数量項目については、家具月報において、最近の流し台等の受入数量の増加に伴い、「受入」を追加する一方、鉄構物及び架線金物月報において、橋りょう等の製品が受注品であるため、その品目特性を考慮し、「生産」のみを調査する計画である。

また、金額項目については、マクロな景気判断の充実の観点から、非金属鉱物月報及びコークス月報において、「販売金額」を追加する計画である。

さらに、内訳項目については、機械器具月報（その44：産業車両）、楽器月報、玩具月報等14月報において、貿易統計で代替可能となった「出荷内訳」等を削除する計画である。

これらについては、見直しに関する統一基準に沿った改正であり、数量及び金額の両面から生産活動の実態が的確に把握されるとともに、報告者負担の軽減に資するものであること等から、適当と認められる。

#### 2) 原材料欄

原材料欄については、「消費」及び「月末在庫」を基本的項目として調査しているが、本調査を利用した原単位の分析例が少なくなっていることもあり、鍛工品月報、製革月報、プラスチック月報等41月報において削除又は簡素化を行う

計画である。

これについては、見直しに関する統一基準に沿った改正であり、品目ごとの正確なデータを得ることが困難となってきた項目であること、報告者負担の軽減に資するものであること等から、適当と認められる。

#### ウ 調査対象範囲の改正

調査対象範囲については、調査の効率的な実施を図る観点から、カバレッジの確保に配慮しつつ、鉄鋼月報（その7：磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品）（うち鉄鋼加工製品のみ）において、調査対象範囲を全数調査から従業者規模20人以上の事業所とし、調査対象数を現行の約650事業所から約450事業所に縮減するとともに、非金属鉱物月報（うち石灰石のみ）において、調査対象範囲を全数調査から従業者規模10人以上の事業所とし、調査対象数を現行の約250事業所から約170事業所に縮減する計画である。

これについては、見直しに関する統一基準に沿った改正であり、必要なカバレッジが確保され、調査の効率的な実施が図られること等から、適当と認められる。

#### エ 調査票の改正

調査票については、調査実施事務の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、機械器具月報（その47：光学機械器具）と機械器具月報（その48：時計）の統合等延べ36月報において統廃合を行い、現行の138月報から117月報に縮減する計画である。

これについては、見直しに関する統一基準に沿った改正であり、調査実施事務の効率化及び報告者負担の軽減が図られることから、適当と認められる。

#### オ 調査票の提出期日の変更

都道府県知事に対する調査票の提出期日については、現行では、都道府県別集計等の期間を考慮し、翌月5日としている。

しかしながら、最近では、新世代統計システムの導入に伴い、調査結果の共有化が図られ、都道府県別集計等に要する期間を考慮する必要性が薄れていること、翌月5日までに調査票を提出することが困難である調査対象が実態上多いこと、これによる調査結果の公表日への影響がないこと等から、現行の翌月5日を翌月10日に変更することが適当である。

また、これと併せて、個別業界の慣行により、各月報ごとに定められている経済産業局長又は経済産業大臣に対する調査票の提出期日については、それぞれ、翌月10日、翌月15日に統一化を図ることが適当である。

#### カ 集計様式の改正

集計様式については、調査対象品目、調査事項等の改正に応じた集計区分の改正を行う計画である。

これについては、必要な鉱工業生産の動向が適時、的確に明らかになるものであ

り、また、今回の改正により生じる時系列データの断層について、結果報告書において利用者に誤解が生じないよう説明を加えることとしていること等から、適当と認められる。

## 2 今後の課題

本調査の集計結果については、分野ごとの結果報告書等により、毎月公表されているが、現行では、結果報告書に記載されている品目の金額ベースの合計値について、例えば、機械統計月報（結果報告書）では掲載されているのに対し、化学工業統計月報（結果報告書）では掲載されていないなど、結果報告書により、その掲載状況がまちまちとなっている。

今後、生産動向が価格変化へどのように影響しているか等を分析する際には、金額ベースの合計値が必要となるので、この合計値を可能な限り結果報告書に掲載していくことについて、検討する必要がある。